

木曾岬町 I o T 推進ラボ（きそラボ）運営要領

（名称）

第1条 この会は、木曾岬町 I o T 推進ラボ（通称を「きそラボ」という。）と称する。

（目的）

第2条 きそラボは、産学官官が連携して、I o T・I C Tを活用して木曾岬町における次世代人材育成、産業振興、地域活性化を図ることを目的とする。

（事業）

第3条 きそラボは、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。

- （1）I o T・I C Tに関する次世代人材の育成
- （2）I o T・I C Tに関する情報・知見共有
- （3）I o T・I C Tに関する企業等のマッチング
- （4）地域BWAの利活用に関する検討
- （5）国・県のI o T推進ラボの支援施策等の活用
- （6）その他前条の目的を達成するための事業

（会員）

第4条 きそラボの会員は、企業、大学、団体その他前条の事業を実施するために相応しいものとする。

2 きそラボに入会を希望する者は、その旨を事務局に申し出るものとする。

（組織）

第5条 きそラボの運営組織を次の各号に掲げるものとする。

（1）総会

会員全員で組織し、第3条に掲げる事業について情報交換及び議論を行う。

（2）プロジェクトチーム等

第3条に掲げる事業を推進するために、必要に応じてワーキンググループ、プロジェクトチーム等を置くことができる。

（開催）

第6条 前条の運営組織の会議は、総会は年1回程度、プロジェクトチーム等は必要に応じ随時開催するものとする。

(オブザーバー)

第7条 きそラボは第3条に規定する事業に関し、会議等において、必要に応じて意見を求めるため、オブザーバーを置くことができる。

(経費)

第8条 きそラボの会費は、無料とする。

2 会議の開催経費は、原則として木曾岬町が負担することとし、会議参加のための旅費等は会員の自己負担とする。

3 プロジェクトチーム等の活動に必要となる費用は、原則として会員の自己負担とする。ただし、特別な場合は木曾岬町が支弁する。

(事務局)

第9条 きそラボの事務を処理するため、事務局を木曾岬町危機管理課に置く。

2 プロジェクトチーム等の事務局は提案会員とともに、プロジェクト等に関する町の担当課が連携して行う。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、きそラボの運営に必要な事項は、会員の合意に基づいて決定することとする。

附則

この要領は、令和元年9月6日から施行する。